

## 答 申

### 1 審査会の結論

須坂市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について不開示とした箇所のうち、別表に掲げる部分について開示が妥当である。

### 2 諮問までの経過

- (1) 審査請求人は、2023年12月12日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求文書の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、2023年12月27日付けで、個人情報保護法第82条第1項の規定に基づき、当該請求に対して以下の理由により一部を不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。
  - ア 個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため。
  - イ 開示請求者以外の者に関する個人情報について、権利利益を侵害するおそれがあるため。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、2024年2月9日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求を行った。
- (4) 諮問庁は、2024年4月2日付けで、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分のうち、「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある部分」として不開示とした箇所についての不開示決定処分を取り消し、開示決定を求める。

#### (2) 審査請求の理由

開示決定通知中、「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」としていることについて、個人情報保護法第78条に規定する例外事由に該当しないため、開示請求に対して不当な制約を受け、知る権利が侵害されている。

### (3) 口頭意見陳述の内容

今回の処分のうち、開示請求者以外の者に関する個人情報については、開示が不可能であること、また、「個人の指導・相談等に関する情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれ」について、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることを理由に不開示とした箇所のうち、学校での児童に対する聞き取りやアンケート調査の実施という点においては、学校と児童の間における信頼関係から成立しているものであり、この部分の内容が開示されてしまうと、今後、同様の事案があった際に、調査等の実施に支障が出てしまう可能性があるということについては理解しており、また、このことを理由に当該箇所について不開示とすることに対しては仕方がないと考えている。しかし、学校内部での教職員同士で打ち出した方針や、学校と教育委員会間での協議内容等、行政機関内部でのやり取りについてまで、当理由により不開示とするのは、性質としてはあてはまらないのではないかと考えており、この点については開示されてしかるべきである。

## 4 実施機関の主張要旨

「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」については、個人情報保護法第78条第1項第7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当するため不開示とした。また、同法第79条に基づき、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合においては、不開示情報に該当する部分を除いた部分を開示すると規定されていることから、部分開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査の目的・対象

本件審査の目的は、不開示とする根拠のうち、「個人の指導、相談等に関する情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため」という理由に対し、個人情報保護法第78条第1項第7号中「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の適用が妥当か否かであることを判断するものである。

なお、審査請求人は「個人の指導、相談等に関する個人情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがある部分」として不開示とした箇所のみを開示を求めていることから、明確に「開示請求者以外の者に関する個人情報について、権利利益を侵害するおそれがある部分」として判断できる箇所を除いて、不開示となっている箇所全般の検討を行う。

また、開示請求に係る児童については、既に別の学校へ転校をしていることから、このことについて「関係者間の信頼関係を損なうおそれ」がある部分に該当するか否かについても検討を行う。

(2) 「関係者間の信頼関係を損なうおそれ」の個人情報保護法第78条第1項第7号の該当性

まず、「個人の指導、相談等に関する情報について、開示することで関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため」という理由が、個人情報保護法第78条第1項第7号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかということについては、個人情報保護委員会事務局作成の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」より、個人情報保護法第78条第1項第7号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の一例として、「同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が挙げられており、例えば本事案からすれば、学校が聞き取った内容で、文書化したものを請求人側に開示した場合に、今後将来、別の人物から同様にしくは類似の案件で請求を受け、これに対し調査が必要な場面が発生したとしても、調査対象者側からすれば、聞き取られた内容を前回同様に開示されてしまうのであれば、初めから調査には応じないという対応をされかねない、というように、過去の事例から将来的に同様の事案が発生した際に上記のような支障を及ぼすおそれがあるということが考えられる。

したがって、関係者間の信頼関係を損なうおそれがある場合とは、個人情報保護法に明記はされていないが、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の一例として、上記文言に該当すると評価できる場合は不開示にできるとし、具体的には、第三者・関係者の発言内容、聞き取り調査に関するやりとりについて開示されると、将来の同種の事案における事務（聞き取り等）に支障をきたすおそれがある部分についてが、これにあたるものとして判断する。

また、実施機関が不開示とした箇所において、校長や教頭、担任などの学校職員の発言内容や方針などで、開示をしても今後同種の事務に支障が生じ得ないと判断ができる箇所においては、当該箇所について開示すべきである。具体的には、学校側が指導経過を文書作成して渡すのではなく、口頭で伝えるといった発言や、請求人及び関係者への対応について、教員間で報告を行ったことなど、学校側が通常業務として行った発言や対応などが該当し、上記については、請求人側の希望に沿っていない内容であるとしても、

学校側とすれば普段から定めているルールに基づき、当然とるべき対応を実施したまでであるため、このことを理由に関係者間の信頼関係を損ない、また今後、同種の事務や事業を行う上で支障が生じるとは考えにくい。

さらに、複数ある開示文書において、重複した内容で記載されたもののうち、一方では不開示となっているが、他方では開示されている内容については、請求人側とすれば既に把握している内容であり、このことから、開示をすることによって、関係者間の信頼関係を損なうおそれや、今後同種の事務や事業を行う上で支障が生じるおそれがあるとは考えにくいことから、開示をしても差し支えないと判断する。

なお、開示請求に係る児童が既に別の学校へ転校をしていることによる、「関係者間の信頼関係を損なうおそれがある」という点については、本件、いじめに関する事案を現在も継続対応していることなどから、単に転校したという一事のみで、関係者間の信頼関係を損なうおそれがないとは言えず、個別具体的に見る必要があると考えるべきである。

### (3) 個人情報の該当性

開示文書のうち、個人名、関係者の居住している地域名等については、その記載から個人を特定することができ、またそのことによって、特定された個人に対する権利利益を侵害するおそれがあることから、当該記載箇所を不開示とすることは妥当であるが、関係者が在籍、もしくは進学先としている学校名については、(2)でも前述したように、既に別の文書において同様の内容が開示されていたり、また狭い地域内で進学先が必然的に決まっていたりするといったこと等から、この記載が原因で個人を特定するに至るとは言い難い。

したがって、当該内容の記載箇所において不開示としている部分については開示が妥当である。

### (4) その他

その他、(2)及び(3)の要件に当てはまらないが、不開示としている箇所のうち、日付や時刻の記載については、開示されている箇所と不開示としている箇所があり、このうち、不開示とした箇所について、その理由を実施機関へ確認を行ったところ、一部の箇所を不開示としたことについての明確な理由が示されなかったことから、既に一部の日付や時刻が開示されている箇所があることを鑑み、当該箇所についてはすべて開示することが妥当である。

## 6 結語

以上により、当審査会は冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

※行数：上からの数、表題・項目名を含む。字数：句読点・記号を含む。(空白は含まない)

( ) はそれぞれ1字

※文書の表記：A(令和4年度教育相談報告用紙)、B(6年〇〇〇〇 4年〇〇さん記録)、C(いじめに関わる児童の転出について)とする。

文書	頁	開示する部分
A	1	9行目 15字目から 22字目まで
A	2	11行目 19字目から 20字目まで 20行目 1字目から 23行目最後まで
B	1	13行目 1字目から 14行目最後まで
B	2	10行目 6字目から 12字目まで
B	4	8行目 1字目から 10行目最後まで 12行目 1字目から 9字目、21字目から最後まで
B	7	5行目 1字目から最後まで 6行目 8字目から最後まで 26行目 1字目から 28行目最後まで 29行目 1字目から 30行目最後まで
B	8	1行目 34字目から 3行目最後まで 5行目 1字目から 4字目、13字目から最後まで 13行目 1字目から 5字目、13字目から最後まで 18行目 5字目から 9字目、17字目から最後まで 27行目 1字目から最後まで 30行目 1字目から 5字目、11字目から最後まで
B	9	2行目 1字目から 5字目、13字目から最後まで
B	11	7行目 5字目から最後まで 8行目 1字目から最後まで 11行目 1字目から最後まで 12行目 5字目から 11字目、20字目から最後まで 20行目 5字目、14字目から最後まで
B	12	30行目 1字目から 32行目最後まで 33行目 16字目から最後まで
B	15	15行目 14字目から最後まで 16行目 18字目から最後まで

B	18	5行目 16 字目から最後まで 7行目 14 字目から最後まで 8行目 1 字目から最後まで 21 行目 1 字目から 22 行目最後まで 23 行目 16 字目から最後まで
B	19	1 行目 5 字目から 2 行目最後まで
C	1	21 行目 16 字目から 17 字目まで 23 行目 9 字目から 11 字目、15 字目から 24 行目最後まで 25 行目 3 字目から最後まで 26 行目 3 字目から最後まで

(参 考)

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
2024年4月17日	第1回審査会	・ 諮問書を受理 ・ 審議
2024年5月15日	第2回審査会	・ 審議
2024年6月27日	第3回審査会	・ 審議
2024年7月10日	第4回審査会	・ 審議
2024年8月30日	第5回審査会	・ 審査請求人からの口頭意見陳述 ・ 審議
2024年10月7日	第6回審査会	・ 審議
2024年11月6日	第7回審査会	・ 答申案の確定
2024年11月11日	第8回審査会	・ 答申